

芦屋大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

芦屋大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、芦屋大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「人それぞれに天職に生きる」という建学の精神のもとに、学則に大学、大学院、学部学科の人材養成の目的が簡潔に表現されている。また、大学の使命・目的は大学、大学院、各学科ともに学則において具体的かつ明確に規定し、ホームページ、大学案内、学生便覧等の印刷物に掲載し学内外に周知を図っている。時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、学部改組、学科やコースの再編等の取組みを柔軟に行っている。

大学の使命・目的、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、大学案内、ホームページ、学生便覧、募集要項等の複数の媒体により学内外に周知されている。

教育研究組織の構成は2学部3学科1研究科で、使命・目的及び教育目的との内容も整合性がとれている。

「基準2. 学修と教授」について

大学の募集要項に学科ごとのアドミッションポリシーが示され、各種入試形態で具現化している。大学の収容定員充足は満たせていないが、諸施策を試みている。

大学はカリキュラムポリシーを作成し、各学科においても、分野ごとにカリキュラムポリシーを設定し、教育課程の体系的編成に向けて努力している。また、一学年の学生に対し複数指導教員体制を整えている等、各種教育指導の工夫がなされている。

2年次終了時に、留年の規則を設け、進級や科目履修・単位取得の適正化・厳格化を図っている。

「学生による授業アンケート」と「教員による授業アンケート」により授業内容、授業方法、授業満足度等が把握され、学生と教員の両者の結果をもとに、教育内容・方法や学修指導等の改善への取組みがなされている。学生サービス、厚生補導は、「健康管理センター」「教育相談所」「学生支援相談室」などが連携し学生支援体制を整えている。

校地・校舎は設置基準を満たしており、構内環境が適切に整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為で法人の目的を規定し、組織体制、組織倫理を各種規則で整備し、経営の規律と誠実性を維持している。理事会は寄附行為に従って開催され、経営上の重要事項を審議、決定している。環境保全、人権、安全への配慮は諸規則に基づき、実行している。

大学の意思決定プロセスは教授会、大学総合企画会議、大学運営会議、評議会等で学長のリーダーシップが発揮できる仕組みを作り、権限と責任の所在が明確にされている。

法人は、諸規則に基づいて職員を配置し業務を執行している。法人の会計処理は諸規則に基づき適切に処理されている。

法人全体の学生生徒等納付金収入は平成 23(2011)年度以降、改善が見られるが、今後とも、収入面の学生確保と、支出面の人件費の削減を図ることが、教育研究活動を永久的に担っていく上で最も重要である。過去 6 年間で資産売却益を出した 1 年以外の帰属収支差額は赤字であり、今後 3 年間の意欲的な計画でも経常収支は赤字である。今後、改善への更なる取組みに期待したい。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の自己点検・評価については学則に明示され、平成 17(2005)年度に「自己点検・評価実施規程」を制定し、自主的な活動を行っている。また、学内で自己点検・評価の結果を共有している。

平成 25(2013)年からは隔年で自己点検・評価を実施し、評価結果をホームページに公表している。

大学の IR(Institutional Research)活動、機能構築、エビデンスに基づいた自己点検・評価は概ねなされており、個別には学生の授業評価アンケート、教員の授業評価が実施され、その結果は教員にフィードバックされ、授業改善に役立てている。

総じて、大学の教育・研究は「人それぞれ天職に生きる」の建学の精神に基づいて組立てられ、教育においてさまざまな工夫が施され、適切に運営されている。中長期的に安定した財務基盤を実現する施策の実行に期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている「基準 A.社会貢献と連携」「基準 B.学生の多様化への対応」「基準 C.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為により「教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、平和な社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする」と法人の目的を定めている。

「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとに、学則に大学の人材養成の目的、大学院、学部学科の人材養成の目的が簡潔に表現されている。また、大学の使命・目的は大学、大学院、各学科ともに学則において具体的かつ明確に規定している。

大学には建学の精神と実践綱領があり、ホームページ、大学案内、学生便覧等の印刷物に掲載し学内外に周知を図っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の伝統的な特色は、少人数教育と複数担任制であり、これにより教育の実質化を図っている。各学部の多彩な専門教育については学生便覧にて、学科及びコースの教育目的、育成する人材像、推奨科目等を明示している。

人間力を高めるために、基礎教養科目の一つである「人間力概論」において、学長自ら全学部学科の1年次を対象に指導している。

法令には概ね適合している。また、時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、学部改組、学科やコースの再編等の取組みを柔軟に行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的を受けて、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーが示されている。

使命・目的、三つのポリシーは、大学案内、ホームページ、学生便覧、募集要項等の複数の媒体により学内外に周知されている。在学生には学生便覧を配付し、「基礎演習」や学長ガイダンス等で説明している。

大学運営は、教授会、総合企画会議、大学運営会議、評議会により行われ、教職員は学部教授会、各種委員会、学科会議等で使命・目的を確認し、共通理解としている。

理事である学長は常務理事会、理事会等で大学の使命・目的を説明し、理解を得ている。
大学の使命・目的及び教育目的を反映した「学校法人芦屋学園経営改善計画」を文部科学省に提出している。

教育研究組織の構成は 2 学部 3 学科 1 研究科で、使命・目的及び教育目的との内容も整合性がとれている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学の募集要項に学科ごとのアドミッションポリシーが示されている。大学院については、募集要項に「専攻の概要」として、各専攻の目的や教育内容の概要が示され、また、教員の専門分野についても示されている。

「芦屋大学入学者選考に関する規程」に基づき、アドミッションポリシーを 22 種類の入試形態で分かりやすく具体的に設定してリーフレットを作成し、入試の違いについて受験生に伝える努力をしている。

大学は入学定員充足に向けて、特待生入試の見直しを行い、附属高校からの内部進学者募集に際しては、保護者向けの説明会や、高校生対象の連携授業を行うなど、努力している。

編入学者の受入れについても、規則に従い安定的に進め、教員免許を取得できるという大学の特色を生かしている。

【改善を要する点】

○経営教育学部経営教育学科の収容定員充足率について、0.7 倍未満であることから改善を要する。

【参考意見】

○臨床教育学部教育学科の収容定員充足率が低いため、定員確保に配慮されたい。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学としての教育目的を踏まえた、教育課程編成の方針が示されている。

各学科においては、教養教育、スポーツ教育、教職教育、職業教育などの分野ごとにカリキュラムポリシーを設定し、教育課程の体系的編成に向けて努力している。

教育学科では知識活用型の教育法を取入れ、また、視聴覚教材が活用されている。児童教育学科では「保育内容指導法」で 90 分の授業の前半で理論を学び、後半で附属幼稚園において実践を学ぶなど工夫が見られる。経営教育学科では、「家業」「販売・フード・不動産」「起業」など学生の進路に合わせて指導が行われ、また、「大阪経済合理化協会」との産学連携・地域連携講座が実施されている。

【参考意見】

○各学科において、「推奨科目」の設定や、4年間の学修計画の目安となる履修モデルの作成などにより、科目履修を系統的・組織的に指導するよう配慮されたい。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

全ての授業科目の出欠データを教務部職員が集計して一括管理し、毎月演習の担当教員にフィードバックして周知しており、学生の出欠状況の把握や指導の際に活用している。

平成 28(2016)年度からは学生の基礎学力向上を目的として、スマートフォンやパソコンを利用した基礎学力向上ツールの「Aドリル」を導入している。

各学科で、1年次の学生に対し複数名の教員を割当てて指導し、学生の問題に、個別적으로丁寧、かつ迅速に解決が期待できる体制を整えている。

進路変更、大学生活不適合、体調不良者に対して、「基礎演習」や「専門演習」の担当教員及び学生部・教務部の職員が、当該学生への指導と保護者への連絡をきめ細かく行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学生便覧で、卒業要件、成績評価方法が明示されている。

2年次終了時に、留年の規則を設け、進級や科目履修・単位取得の適正化・厳格化を図っている。

大学院では、1年次の中間報告、2年次の仮審査、研究論文の提出と、段階的に論文指導をしている。

シラバスの作成においては、教務部が教員に対して文書で通知し、指示している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教職教育支援センター、国際交流センター、就職部のそれぞれが役割を分担し、社会的・職業的自立に向けて体制が整備されている。

授業科目としてインターンシップ、就職ガイダンス等の行事、就職支援のための講座などが、学年進行ごとに系統的に設定されている。

インターンシップについて、学内推薦と、「大学コンソーシアムひょうご神戸」との連携に基づくものと、2系統の機会を整えている。

教育実習に関して、学生の教職への志望や適格性を厳正に判断した上で、条件にかなった学生のみに実施させている。

基礎学力の向上について、公務員試験地方初級で求められる学力という具体的な目標を設定し、「基礎教養科目」の授業を通して努力している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「学生による授業アンケート」と「教員による授業アンケート」により授業内容、授業方法、授業満足度等が把握され、学生と教員の両者の結果をもとに授業目的の達成状況が

確認されている。また、授業活性化委員会による教員への授業改善のアンケートや研究授業の実施と授業後の意見交換等により、授業に対する情報が収集され、教育内容・方法や学修指導等の改善への取組みを行っている。教員免許状付与に関しては、教育実習参加資格テストによる学生の資質評価の上、教育実習がなされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導は、健康面の相談支援を行う「健康管理センター」、カウンセリングを行う「教育相談所」、生活相談の「学生支援相談室」などの連携のもとに行われており、体制が整えられている。経済的支援は、大学独自の奨学金の他、推薦入試や特待生などに対応する各種の奨学金制度があり、とりわけ運動系の特待生を対象に手厚い支援がなされている。課外活動については、通常のクラブ、強化クラブ、特別強化クラブへの支援がなされ、留学生に対する支援は「国際交流センター」が担い、安定した学生生活のための支援が行われている。また、「社会力調査」を学生サービスの改善に活用している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

主要授業科目を教授・准教授が担当し、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と適切な配置がなされている。教職教育担当の教員は豊かな経験を有する実務家を配置している。

FD 活動は、授業活性化委員会を中心に「発達障害特性を持つ学生へ対応」などの研修会や、授業公開による「研究授業と意見交換」の研修会などを実施し、教員の資質・能力向上への取組みを行っている。

教員の採用・昇任等については規則が整えられており、教員採用も公募を原則に実施されている。教養教育は教務委員会や授業活性化委員会が、計画と実施の実質的役割を果たしている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎は設置基準上の面積を満たしており、環境が適切に整備されている。図書館は複数の司書と専任職員が配置され、利用者への手厚い対応がとられており、学内の IT 環境も整備されている。

大学本館は阪神淡路大震災後に建設したが、付帯施設である技術研究棟、福山記念館については、平成 31(2019)年度までに耐震工事を終えるよう計画されている。バリアフリーに基づくスロープ、身障者用トイレ及び駐車スペース、エレベータを設置し利用者への配慮がなされている。また、教育目的、授業形態に応じて教室が整えられ少人数の授業が実施されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は寄附行為で法人の目的を規定し、組織体制、組織倫理を各種規則で整備し、経営の規律と誠実性を維持している。

寄附行為に基づき、理事会より業務の委託を受けた常任理事会を開催し、法人全体を常時把握し、使命・目的への継続的努力をしている。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令

に関しては概ね遵守されている。

環境保全、人権、安全への配慮は諸規則を整備し、実行され、省エネ活動などが行われている。

教育情報、財務情報等は「芦屋学園情報公開に関する規程」に従い公開され、ホームページに掲載されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は年間 11 回開催され、寄附行為に従って、経営上の重要事項を審議、決定している。

理事の選任は寄附行為に従って適切になされている。

法人は寄附行為で月 1 回以上と定められている常勤理事会を開催し、迅速、戦略的な意思決定ができる体制を整えている。

常勤理事会開催前には、理事会運営会議を開催し、業務の実施方法の検討、教学事項に関する協議、日常業務に関する事項の審議を行い、円滑な運営を推進するための意思疎通が十分に図られている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定プロセスは教授会、大学総合企画会議、大学運営会議、評議員会等で学長のリーダーシップが発揮できる仕組みになっている。

学長の補佐として副学長が置かれ、「副学長に関する規程」によりその役割は明確である。また、大学運営会議は副学長・学部長・図書館長・事務長・事務部部长により構成され、学長を補佐している。

「芦屋大学学部教授会規程」により、教授会の位置付けや役割は明確であり、適切に機能している。

学長を中心とした大学の意思決定の組織は整備され、権限と責任の所在が明確にされている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するため理事長は理事会、常勤理事会、理事会運営会議に出席して管理運営部門と各部門の意思疎通が円滑に進むよう指揮している。

学長は総合企画会議、大学運営会議、教授会で大学の方向性を具体的に示し、リーダーシップを発揮している。教職員の提案は各種委員会等を通じて検討され、改善策に反映されている。

監事は「監事監査報告書」に加えて「監事監査の状況と所見」を理事会に提出している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人は、「学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程」に基づいて適切に職員を配置し、業務分掌についての規則に基づいて業務を執行している。

法人の法人事務局では、学園総務部、財務部、法務・コンプライアンス室、情報システム室といった部署が法人全体に関わる業務を分掌している。

大学事務局は大学総務部長、教務部長、学生部長、就職部長、入学事務室長、教職教育支援センター長、国際交流センター長と主要事務部局の長を教員が占めており、教職員一体となった事務局活動が行われている。

SD(Staff Development)は教職員向けの学内研修を実施しており、また、必要に応じて学外の研修にも参加させている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人は、人件費比率が極めて高く、また、定員未充足により収支のバランスに欠いており、収入面の最大項目である学生生徒等納付金収入に係る学生確保と、支出面の最大項目である人件費の削減を図ることが、教育研究を永続的に担っていく上で最も重要であると自己評価している。平成 27(2015)年度は支出超過の削減に努め、芦屋市との不動産交換売買により収入超過とした。引続き、赤字体質から脱却し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に期待する。

文部科学省に「学校法人芦屋学園経営改善計画」を提出しており、全体としては、法人の学生生徒等納付金収入は平成 23(2011)年度以降改善が見られ、また、人件費比率の改善に努めている。

【改善を要する点】

○文部科学省提出の「学校法人芦屋学園経営改善計画」を確実に実行し、学生生徒等納付金増加、融資返済交渉、遊休不動産の有効活用及び支出超過の更なる削減等、法人の根本的な経営改革に向け早急な改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

大学の会計処理は学校法人会計基準、「芦屋学園経理規程」「資産運用規程」に基づいて適切に処理されている。

試算表等は毎月作成され、予算の執行状況を含めて月次決算として理事長に報告している。

会計監査については、監査法人による監査は監査契約書に基づいて行われ、監事による監査は監事監査報告書を作成、理事会に提出するとともに、監査法人による監査に立会い、監査法人と監査に関する意見を交換している。また業務監査に関しては「平成 27 年度監事監査の状況と所見」を別途提出している。

平成 27(2015)年度以降新たに改正された学校法人会計基準にのっとり決算が行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の自己点検・評価については学則第 1 条 2 項に明示されている。

平成 17(2005)年度に「芦屋大学自己点検・評価実施規程」を制定し、自己点検評価委員会が適切で自主的な活動を行っている。

平成 25(2013)年からは隔年で自己点検・評価を実施しており、その結果を自己評価報告書としてホームページで公開している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学はエビデンスを用いた自己点検・評価を行っており、IR 活動を含めた自己点検・評価機能の構築に努めている。現状を把握するための学生の授業評価アンケート及び教員の授業評価が実施され、授業改善にフィードバックされている。自己点検評価委員会は各学科から委員を選出し、自己点検の結果は各学科と共有し、全教職員に冊子を配付し、周知を図っている。

ホームページに自己点検・評価報告書を公開し、大学叢書に教員の研究実績を記載して公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価活動の実施機関である自己点検評価委員会は学長の諮問機関として機能している。

自己点検評価委員会等で大学の諸活動を分析し、それに基づき今後の研究教育活動活性化の方針を考案している。この方針は各部署に伝達され、実行されている。問題が発生した場合は自己点検評価委員会等で修正し、当該部局にて実行され、自己点検・評価の PDCA サイクルが機能的に展開できている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献と連携

A-1 知的資産を活かした社会貢献

A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

A-1-② 教育機関活動による協力と貢献

A-2 スポーツ分野における社会貢献

A-2-① スポーツ活動による社会貢献

A-3 キャリア教育における産学連携

A-3-① 産学連携でのキャリア基本教育の充実

A-3-② キャリア発展専門科目の産学連携での推進

【概評】

大学の教育力及び研究力を生かし、一方では、それらを地域社会に提供し、また一方では、地域の諸機関と連携を図り、成果を蓄積している。

「ソーラーカープロジェクト」を通して、大学が近隣の企業との連携をもとに、地域の学校などのエネルギーや環境に関する教育の振興に寄与している。また、「F.プロジェクト」を通して、大学が有する知的財産を地域に提供し、地域の知的ニーズに応えている。さらには、「芦屋大学教育相談所」は、地域の特別支援教育の向上に貢献している。

トップアスリートや日本代表レベルの指導者のマンパワーを活用し、東京オリンピック・パラリンピックの準備や、地域のスポーツ振興に貢献し、大学のスポーツ活動により社会に貢献している。

近隣 12 大学と連携し、産学協働人材育成プラットフォーム「産学協働人材育成機構（通称 AICE）」の設立に参画した。また、家業継承、企業への就職、起業という学生の卒業後の三つに進路に即して、平成 28(2016)年度より、「家業継承計画論」「販売ビジネス経営論」「フードビジネス経営論」「不動産ビジネス経営論」「起業論」の 5 科目を産業連携講座として実施している。こうした講座は、学生のビジネスの現場への興味関心を喚起し、また、

起業志向への動機付けを高めるなど有効に機能している。

基準B. 学生の多様化への対応

B-1 多様化する学生へのきめ細やかな指導「メンタル面で問題を抱える学生への支援」

B-1-① 学生相談による支援の充実

【概評】

平成 27(2015)年度の学生相談は平成 24(2012)年度の 1.5 倍に急増し、相談内容は、学業成績や学修方法から、クラブ活動と修学に関わる相談、更には対人関係や自己理解に関する相談、家庭環境や学外生活、発達障害に関連するものなど多様化している。これらの相談は、学生はもとより、教職員や保護者にも対応しており、相談内容の変化に柔軟な体制がとられている。

こうした学生相談に対応するために、相談・指導機関を、主としてカウンセリング関係を扱う「教育相談所」（教務部所属）と、障がいのある学生への対応に関わる「修学支援室」（学生部所属）の 2 機関に分けて支援体制を整えている。

教育相談所では精神科医、学校心理士の有資格者などが相談に当たり、修学支援室では言語聴覚士の有資格者、臨床発達心理士などが対応し、きめ細かで丁寧な支援活動を全学的連携のもとに行っている。

基準C. 国際交流

C-1 国際交流支援の発展性

C-1-① 国際交流センタープログラムの充実

C-1-② 日本人学生及び外国人留学生への支援・交流事業の充実

C-1-③ 海外提携大学との連携の充実

C-1-④ 他機関との連携の充実

【概評】

国際交流センタープログラムは、学生の国際交流支援を目的に、「すべての学生に対する支援事業」「日本人学生に対する支援事業」「外国人留学生に対する支援事業」により構成され、多くの留学生を受入れている。昼の時間を活用した「チャットランチ」で語学研修や留学生の日本語教育など、語学への支援が工夫されている。

海外連携大学は米国に 1 校、韓国に 3 校あり、長期・短期の受入れと派遣での交流は HUMAP（兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク）の協力を得てなされ、平成 21(2009)年度から平成 27(2015)年度までに 170 人の留学生を受入れ、平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までに 29 人の学生が協定校に留学し、派遣先大学との単位互換制度により、2 単位から 30 単位の認定がなされている。また、米国留学の前後には TOEIC のテストが義務付けられており、成績の向上が認められている。

外国人留学生に対する支援は、宿舎の斡旋、日本語教育プログラムや国内の就職支援な

芦屋大学

どがなされ、歓迎会、クリスマス会、学園祭などで多くの日本人との交流が図られている。

海外大学との連携は、平成 28(2016)年度に韓国湖西大学校幼児教育科と臨床教育学部児童教育学科が個別連携協定を締結するとともに、中華人民共和国の重慶大学との包括連携協定が進行中である。

他機関との連携については、日中文化経済交流協会、ロシア アクロバティックロックンロール訪日団、カンボジアと子ども達の写真展、台湾国立蘭陽女子高級中学校のダンスとバレエ研修団受入れ、など多様な分野の活動がある。

